大阪府は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、以下の指定障害児通所支援事業者の指定を取り消しましたので、お知らせします。

１　指定取消し対象事業者

1. 法人名　合同会社苺のいえ
2. 代表者　代表社員　川口　加奈子
3. 法人所在地　大阪府枚方市甲斐田町5番25号ウエストヒルズ102号

２　事業所名及び所在地

1. 事業所名称　　いちごや　ねこ部
2. 所在地　　大阪府枚方市招提元町二丁目25番14号
3. サービス種別　　放課後等デイサービス

３　指定取消し年月日

　平成31年3月8日（金曜日）

４　指定取消しの理由

（１）不正な手段による指定（法第21条の5の24第1項第8号）

法人代表は、指定申請時に、人員基準を満たしていないと指摘を受け、申請書類を補正し、指定を受けたにもかかわらず、補正後の申請どおりの人員を確保せず、指定時から常勤職員の配置がないまま事業を運営していた。